

議案第 8 号

英語活動アドバイザー設置規程を廃止する訓令について

以下の理由により、英語活動アドバイザー設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

「英語活動アドバイザー」は、高い英語力を有する方々を一般公募し、平成20年度から1名ずつを4地区（国頭、島尻、宮古、八重山）に配置し、英語活動導入期において小学校教諭のサポートを行ってきた。

現在、6教育事務所において、文部科学省の英語教育中央研修を受講した小学校教諭（英語推進リーダー）が、小学校教諭に伝達研修を実施する体制が整っており、「英語活動アドバイザー」については当初の目的を達成したことから、「英語活動アドバイザー設置規程」を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

英語活動アドバイザー設置規程を廃止する訓令

英語活動アドバイザー設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

課名 義務教育課

## 1 件名

英語活動アドバイザー設置規程を廃止する訓令

## 2 訓令廃止の理由

- (1) 「英語活動アドバイザー」については、平成20年度から「使える英語」推進事業で設置し、小学校に配置しており、小学校担任の外国語活動をチームティーチングでサポートしたり、英語教材準備・活動アイデアの提供などの業務を行っている。
- (2) 当該事業については、小学校担任の英語の指導力が向上してきたことに鑑み事業見直しを行った結果、市町村との役割を整理し、事業を終了することとしたので併せて「英語活動アドバイザー」職を廃止したい。

## 3 訓令案の概要

- (1) 英語活動アドバイザー設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第2号）は、廃止する。
- (2) 訓令の施行日は、平成28年4月1日とする。

## 4 添付資料

英語活動アドバイザー設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第2号）

## ○英語活動アドバイザー設置規程

## 英語活動アドバイザー設置規程

平成20年3月27日  
教育委員会訓令第2号

英語活動アドバイザー設置規程を次のように定める。

## 英語活動アドバイザー設置規程

## (設置)

第1条 小学校の英語活動を円滑に実施するため、教育事務所に英語活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

## (身分)

第2条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

## (職務)

第3条 アドバイザーは、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 英語活動の実施に係る助言及び援助に関すること。
- (2) 英語活動に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

## (委嘱及び委嘱期間)

第4条 アドバイザーは、英語教育に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

## (報酬等)

第5条 アドバイザーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

## (勤務条件)

第6条 アドバイザーの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

- 2 アドバイザーの勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

## (服務)

第7条 アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 アドバイザーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

## (解嘱)

第8条 教育委員会は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

## (補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。